

本料發生の原因と云はる柴炭夫森田某の訴状に於ては、同會是れ家の縁組同盟母識此體會最遠間意見と求むるが、同會是れが同隊音情報を顧問或は應曉復發事訊を發出し且て應復柴炭在隊では休養束の儘に隊々同同隊とを隊隊し其の交渉聯

平、今回の事件に關し炭坑側より隊合の儘に隊隊の意を奏せ

る隊來暴に訴を盡さざるは、隊隊隊隊隊隊隊隊隊隊隊隊

上、宮本平の訴状を全隊隊隊の隊隊隊隊隊隊隊隊隊隊隊隊

隊隊の要求書を發出せしむ。隊隊隊隊隊隊隊隊隊隊隊隊隊

財團 協調會福岡出張所

組入 謝辭會顧問出張所

以て組合の問題として取上げ炭坑と抗争することの不傳策なる旨戒めたので、翌十九日石柏屋支部では、炭坑との直接交渉を避け鑛山監督局に報告し其の監督を嚴重ならしむることとに決定したので炭坑側との紛争は自然解決することとなつた。

一方勞務係瀬戸某は加害被疑者として事件發生以來所轄精崎警察署に引致取調を受け遂に七月二十日傷害罪として一件書類は福岡地方裁判所検事局に、身柄は同日一應炭坑勞務主任の請書にて歸宅を許可せられた。

十一、添付書類

告訴狀